

## 府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付要綱

平成17年10月14日

要綱第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活の基盤となる住宅の防災機能の向上を図るとともに、住宅の安全に対する市民の意識の啓発を促すため、市内に存する木造住宅の所有者等が実施するその住宅の耐震診断調査に要する費用の一部を、予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造住宅であつて、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手された市内に存する一戸建てのもの又は店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）
- (2) 耐震診断調査 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）の最新の図書に基づき、木造住宅の構造等の調査を行い、地震に対する住宅の安全性を評価すること及び改修の概略の設計又は改修費の見積りを行うことをいう。
- (3) 調査機関 建築士法（昭和25年法律202号）第2条第1項に規定する建築士で、市内に事務所を有し、原則として一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する者をいう。
- (4) 耐震改修 耐震診断調査を行った結果、地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修、修繕又は補強で、市内に事業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可のうち、建築工事業許可を受けたものに限る。）を有し、耐震補強に関する講習会等を受講した者によるものをいう。
- (5) 所有者等 既存の木造住宅の所有者（個人に限る。以下「所有者」という。）、所有者の配偶者又は所有者の二親等以内の親族（耐震診断調査を行うことについて所有者の承諾を得ている者に限る。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者と

する。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 現に自らの住居として使用している者

イ 耐震診断調査又は耐震改修の実施後速やかに自らの住居として使用する  
ことを市長に誓約している者

- (3) 調査機関に依頼して耐震診断調査を行った者であること。
- (4) 地方税を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、耐震診断調査に要した費用に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該額が12万円を超える場合は12万円とする。

2 助成金の交付は、同一の住宅に対して1回限りとする。

(事前相談)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、耐震診断調査を実施する前に、市長に対して当該助成金の交付について相談を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事前相談の結果について、通知書により、当該相談を行った者に通知するものとする。

(助成金の申請)

第6条 前条第1項に規定する事前相談を行い、助成金の交付が必要と認められた者は、耐震診断調査の実施後に申請書に次の書類を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断調査結果報告書
- (2) 耐震診断調査に係る契約書の写し
- (3) 耐震診断調査費用を支払ったことを証する領収書の写し

2 前項の申請をする者は、耐震診断調査を実施する事業者に交付決定後の助成金に係る請求及び受領に関する権限を委任することができる。

(助成金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条の2 前条第1項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の請求)

第8条 交付決定者は、速やかに市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 第6条第2項の規定による委任があったときは、前項の規定による請求は、当該委任を受けた事業者が行うものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求に基づき、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、通知書により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(延滞利子)

第12条 市長は、前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 交付決定者は、助成金の交付により効用の増加した財産を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取

り壊そうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(関係帳簿等の備付け)

第14条 交付決定者は、耐震診断調査に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を助成対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第15条 この要綱の施行に必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

付 則 (平成21年3月18日要綱第20号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日要綱第54号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月10日要綱第17号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月26日要綱第33号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月30日要綱第29号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月28日要綱第38号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。